

第14次労働災害防止計画

神奈川県労働局 横浜南労働基準監督署

はじめに

横浜南労働基準監督署では、神奈川県労働局で示された第14次労働災害防止計画に基づき2023年度から2027年度までの5か年における労働災害の減少を目標に掲げ計画期間内に達成することを目指しています。なお、災害件数については、新型コロナウイルス感染症による災害を除いた数値にしております。

アウトプット指標

施策・事業の実施にかかる目標



ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

イ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

ウ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

エ 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

オ 労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を 2025 年までに 70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ 80%以上とする。
- ・労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

アウトカム指標

施策・事業の実施による効果・成果の指標



ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる転倒の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 35 日以下とする。
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる 60 歳代以上の労働者による労働災害を、2020 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

ウ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・増加傾向にある外国人労働者の労働災害を、2020 年と比較して 2027 年までにその増加傾向に歯止めをかける。

エ 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ・建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

オ 労働者の健康確保対策の推進

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ・自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
- ・熱中症による死傷者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

横浜南労働基準監督署では、神奈川県労働局の計画によるアウトカム指標を基に5か年計画による災害減少目標を以下のように示しました。

横浜南労働基準監督署 第14次労働災害防止計画一覧表

	令和4年 (2022年) 災 害件数	アウトカム指標		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
高年齢労働者 (60歳以上)	243	災害全体に占める 割合を26%以下 とする	目標件数	232	220	209	198	187
	31.9%		災害件数					
			目標の割合	30.8%	29.5%	28.3%	27.1%	25.8%
			割合					
外国人労働者	29	災害全体に占める 割合を4%以下と する	目標件数	28	28	28	27	27
	3.8%		災害件数					
			目標の割合	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
			割合					
腰痛災害	16	社会福祉施設で発生した災害の占める割合を13%以下とする。	目標件数	2027年までに13%以下とする				
	13.4%		災害件数					
			目標の割合	2027年までに13%以下とする				
			割合					
	44		全業種の腰痛災害発生件数					

※外国人労働者の発生件数のカッコ内は、新型コロナウイルス感染の件数
 ※高年齢労働者、外国人労働者の目標値、目標割合は、全業種（新型コロナウイルス感染を除く）の目標数値から割出したもの

横浜南労働基準監督署第14次労働災害防止計画一覧表

	令和4年 (2022年) 災害件数	アウトカム指標		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)
全業種（死傷者数）	1628	5%以上減少	目標値	1611	1595	1579	1562	1546
			発生件数					
全業種（死亡）	5	5%以上減少	目標値	2027年までに3件とする				
			発生件数					
全業種 (新型コロナウイルスを除く)	761	5%以上減少	目標値	753	745	738	730	723
			発生件数					
製造業	85	5%以上減少	目標値	84	83	82	81	80
			発生件数					
食品製造業	30		目標値	29	29	29	28	28
			発生件数					
製造業 (挟まれ・巻き込まれ)	16		目標値	16	16	16	15	15
			発生件数					
建設業	65	5%以上減少	目標値	64	64	63	62	61
			発生件数					
建設業（死亡）	1	1.5%以上減少	目標値	0	0	0	0	0
			発生件数					
運輸交通業	104	5%以上減少	目標値	103	102	101	100	99
			発生件数					
港湾運送事業	16	5%以上減少	目標値	16	16	16	15	15
			発生件数					
小売業	98	5%以上減少	目標値	97	96	95	94	93
			発生件数					
社会福祉	119	5%以上減少	目標値	118	117	115	114	113
			発生件数					
飲食業	45	5%以上減少	目標値	44	44	44	43	42
			発生件数					
ビルメンテナンス業	52	5%以上減少	目標値	51	51	50	50	49
			発生件数					
転倒災害	199 26.1%	災害全体に対する転倒災害の占める割合を26%以下とする	目標値	197	195	192	190	187
			災害発生件数					
			目標の割合	26.1%	26.1%	26.0%	26.0%	25.8%
平均休業見込み日数	43.3	平均見込み日数を35日以下	目標値	41	39	37	35	34
			平均日数					
転倒災害（休業4日以上35日未満）	119		災害発生件数					
			災害発生件数					
転倒災害 (休業35日以上)	80		災害発生件数					
化学物質による健康障害	4		有害物との接触、爆発、火災による災害発生件数を5%以上減少	目標値	2027年までに5%以下とする			
		発生件数						
熱中症	6	第13次労働災害防止計画期間と比較して減少する	目標値	2027年までに13次防期間と比較して、減少させる				
			発生件数					

※転倒災害の目標値、目標割合は、全業種（新型コロナウイルス感染を除く）の目標数値から割出したもの
 ※全業種の災害統計は、新型コロナウイルスを含み、その他は除いた件数